

陸上交通事業調整法の一部を改正する法律(案)要綱  
陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次の  
ように改正する。

第二條第一項本文中「交通事業調整審議会ノ意見ヲ徴シ」を削る  
同條同項第六号及び第七号を次のように改める。

第六号 削除  
第七号 削除

第三條第三項を削り、同條第四項中「第二項」を「前項」に改め  
る。

第四條及び第五條を次のように改める。

第四條 削除  
第五條 削除

第十二條中「交通事業調整審議会ノ意見ヲ徴シ」を削り、同條の次に  
次の一條を加える。

第十三條 第二條第一項ノ規定ニ依ル決定若ハ第三條第二項ノ規定  
ニ依ル決定又ハ第十二條ノ規定ニ依ル処分ヲ爲ザントスルトキハ  
運輸大臣ハ運輸審議会ノ意見ヲ徴スヘシ

附 則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次の  
ように改正する。

第六條第一項第十一号の三の次に次の一号を加える。  
十一の四 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)

第二條第一項の規定による決定 若しくは第三條第二項の規  
定による決定又は第十二條の規定による処分

3 交通事業調整審議会令(昭和十三年勅令第五百四十三号)は、  
廃止する。

理由  
審議会等の整理の閣議決定によつて、交通事業調整審議会は廃止  
されることに決定したので、同審議会の権限を運輸審議会に行わせ  
る必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

裏面白紙